『昇降機』の考え方ガイド

▼▼▼『労働安全衛生法』と『建築基準法』における昇降機に該当するか否かの確認フロー▼▼▼

荷揚げ・荷卸しを目的としている → Yes
床に設置された装置である → Yes
搬器への搬入・搬出に人が直接介入する → Yes

「労働安全衛生法」と「建築基準法」における**昇降機に該当する**



※正式には監督官庁にご確認ください。

No ▼ / No ▼ / No ▼

「労働安全衛生法」と「建築基準法」における昇降機に該当しない

例
タンブルリフト 等
主な目的が反転・投入機能



例
荷揚げリフター
高所作業車・フォークリフト等
車輪付で移動が可能



例
垂直搬送機 等
搬器への搬入・搬出が自動

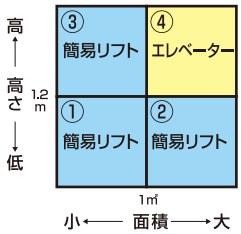


大有株式会社は「労働安全衛生法」、「建築基準法」における昇降機の対象とはならない製品 および、「建築基準法」の基準を満たす昇降機のみを販売しております。

■参考：労働安全衛生法』と『建築基準法』の相違点

労働安全衛生法

工場などに設置されるエレベーター（一般公衆用に供されるものは除く）で、積載荷重0.25t以上のもの

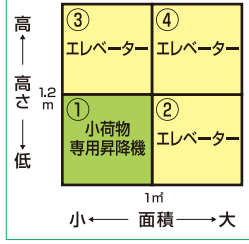


●エレベーター
かごの面積1㎡超
かつ高さ1.2m超

●簡易リフト
かごの面積1㎡以下
又は高さ1.2m以下

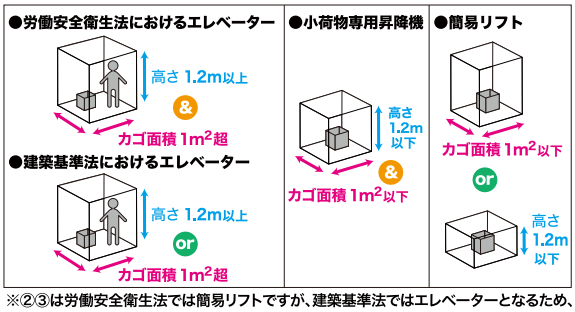
建築基準法

人または荷物を運搬する昇降機
（用途、積載荷重にかかわらず）



●エレベーター
かごの面積1㎡超
又は高さ1.2m超

●小荷物専用昇降機
かごの面積1.0㎡以下
かつ高さ1.2m以下



※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適応されます。また、建築基準法において①は小荷物専用昇降機の規定が適用されます。 ※正式には監督官庁にご確認ください。

マテハン機器のオーダーメイド製作なら
大有株式会社 www.taiyu-kabu.co.jp

【本社・関東支店】〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港13 TEL：043-204-5061 FAX：043-204-5064
【中 部 支 店】〒468-0048 愛知県名古屋市天白区中坪町228 TEL：052-896-5201 FAX：052-896-5205
【関 西 支 店】〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-21-5大有WEST3F TEL：06-6195-5656 FAX：06-6195-5657

202501